

第1章 都市空間と放火

1 放火とは

放火とは、「わざと火をつけて火事を起こすこと」「つけび」「ひつけ」をいう。また刑法上の主な放火に係わる罪は現住建造物等放火罪（刑法第108条）、非現住建造物等放火罪（刑法第109条第1項）、自己所有非現住建造物等放火罪（刑法第109条第2項）、建造物等以外放火罪（刑法第110条第1項）、自己所有建造物等以外放火罪（刑法第110条第2項）、森林放火罪（刑法第202条）等の計9種が挙げられる。

消防白書¹⁾によると放火件数は年々増加の傾向である。また犯罪白書²⁾に示す放火犯の認知件数も増加の傾向であるが、表1で示すように、消防白書と犯罪白書における放火認知件数はかなり乖離が見られる。警察においては、前述した刑法犯を犯罪白書に計上しており、消防白書においては、各々の消防本部の火災調査に基づく判断での計上である。

表1 白書による放火件数の変化

年	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10
犯罪白書による 放火認知件数	1418	1754	1741	1710	1846	1936	1566
消防白書による 放火件数	5723	6562	6225	6169	6732	7222	7266
消防白書による 放火の疑い件数	4584	4875	4932	5136	5378	5654	5247
消防白書による 全火災件数	54762	56700	63015	62913	64066	61899	54987

2 放火形態の変化

放火の発生空間を考えたとき、従来、田舎型放火と都市型放火に形態が区別されるといわれてきた。放火は農村に多い犯罪と考えられていた。その理由は、農村部は容易に着火物に接近可能な空間環境であること、農村の社会が持つ独特の社会環境（憎悪、嫉妬、羨望等の発生しやすい環境）が放火を誘発させやすいと考えられる。つまり「恨み、怒り」を動機とし

て生じやすいのが、田舎型の放火である。一方「不満の発散」という動機が多いのが都市型放火である。都市はストレスを蓄積するには適した空間である。その都市空間で「不満を発散する」という行為は欲求が満たされないことから生ずる行為である。その発散行動の1つが、しばしば、放火という最も卑劣な行為となって噴出する。都市空間での放火問題は、都市が都市であるための絶えること無い必要悪である。放火の動機と犯人と被害者のとの関係を見てみると、「恨み、怒り」が動機となりやすい田舎型放火においては、被害者と犯人との間に関連が顕著に見られる。それに対して、「不満の発散」による動機が多い都市型放火では被害者と犯人とが無関係なことが多い。しかし、田舎といっても近代化が進むにつれて必然的に都市的要素を含まざるを得ない。つまり近年は、動機の地域特性がなくなってきたといえる。このような放火動機の変化により、より都市空間的な観点から放火を抑制する重要性が高まってきたといえる。

3 放火の既往研究

犯罪という観点からの研究が多い。古くは中田³⁾、山岡⁴⁾、上野⁵⁾によるもの等が挙げられ、最近では鈴木・田村⁶⁾、桐生⁷⁾によるものがある。また都市計画的観点から、放火火災予防対策に関する調査研究⁸⁾、機会犯罪の成立に関連する都市空間構成要素に関する研究⁹⁾、犯人像推定の観点から、連続放火犯の犯人像と地理的プロファイリング¹⁰⁾が挙げられる。これらの研究で単一放火と連続放火の形態、都市型放火と田舎型放火の形態、犯罪心理学上の放火犯罪の類型化、放火犯罪の地理的分析、犯罪発生と都市空間要素の関係などが理解できる。